



医 薬 血 発 0 9 1 5 第 2 号
令 和 8 年 9 月 1 5 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局血液対策課長
（ 公 印 省 略 ）

変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染状況を踏まえた献血制限に係る
関係通知の廃止の実施について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜っているところである。

先般、「変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の感染状況を踏まえた献血制限に係る関係通知の廃止について」（令和8年1月15日付け医薬発 0115 第3号厚生労働省医薬局長通知）が発出され、特定の海外地域における滞在歴及びプラセンタ注射剤の使用歴に関する献血制限について、関係通知を廃止することとなり、それに伴い、日本赤十字社で運用開始の準備を行っていたところである。

今般、日本赤十字社から、別添1のとおり、当該措置を令和8年10月1日献血受付分から実施するとの報告を受け、別添2のとおり、本日付けで日本赤十字社に対し通知したので、この趣旨を十分御理解の上、関係者への周知について特段の御配慮をお願いする。

なお、周知に当たっては、日本赤十字社のホームページや同社作成の啓発資材等も御活用いただきたい。

血 採 第 6 9 号
令 和 8 年 9 月 9 日

厚生労働省医薬局長 様

日本赤十字社
血液事業本部長
(公 印 省 略)

変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染状況を踏まえた献血制限に係る
関係通知の廃止に伴う献血受入れの見直しについて（報告）

令和8年1月15日付医薬発 0115 第3号により通知のありました標題について、下記
のとおり実施いたしますので報告します。

記

1 見直し内容

次に該当する献血を希望する者について、献血制限を解除する。

- （1）欧州等滞在歴（英国通算1ヵ月を超える滞在及び対象国通算6ヵ月、5年を
超える滞在歴）を有する者。
- （2）ヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤使用歴を有する者。
ただし、ヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤については、特定生物由来
製品であることから、3ヵ月は献血をしない。

2 実施開始日

令和8年10月1日（木）献血受付分より

3 実施に向けた準備

- （1）業関連文書及び作業手順の変更
- （2）職員への教育訓練の実施
- （3）献血者等への周知
 - ア プレスリリース
 - イ ホームページへの掲載
 - ウ 献血 Web 会員サービス「ラブラッド」へのお知らせ掲載
 - エ 献血会場等へのポスターの掲示

なお、血液事業システムにおいて問診を管理する電子カルテシステムの該当質問項目削除については、システム改修を進め、準備が整い次第対応する予定であることから、当面は、健診医による問診の確認により対応する。

医 薬 血 発 0 9 1 5 第 1 号
令 和 8 年 9 月 1 5 日

日本赤十字社血液事業本部長 殿

厚生労働省医薬局血液対策課長
(公 印 省 略)

変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の感染状況を踏まえた献血制限に係る関係
通知の廃止の実施について

平素より血液事業の推進に格別の御理解と御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、「変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の感染状況を踏まえた献血制限に係る関係通知の廃止について」（令和8年1月15日付け医薬発 0115 第3号厚生労働省医薬局長通知）が発出され、特定の海外地域における滞在歴及びプラセンタ注射剤の使用歴に関する献血制限について、関係通知を廃止することとなり、その実施に当たっては、事前に実施日等について厚生労働省医薬局長に報告することとされました。

この度、貴殿から、令和8年9月9日付け血採第 69 号により、当該措置について、令和8年10月1日献血受付分より実施するとの報告を受けたところ、日本赤十字社においては、当該措置について遺漏なく実施いただくようお願いします。

なお、当該措置について、貴管下各血液センターへの周知を徹底するとともに、採血に御協力いただいている方々に対し、当該措置の趣旨について十分な理解が得られるよう御配慮をお願いします。